

## 処遇改善手当及び賃金改善手当、処遇改善一時金支給要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、賃金規程第20条の規定に基づき、社会福祉法人あいプロジェクト（以下「本会」という。）が処遇改善手当及び賃金改善手当、処遇改善一時金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、「**経験・技能のある障害福祉人材**」とは、毎年4月1日を基準日として本会にて概ね**勤続年数が10年以上**の職員（生活支援員、児童指導員、職業指導員、保育士）のうち、社会福祉士又は精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、作業療法士のいずれかの資格を有するもの、サービス管理責任者（サービス管理責任者の研修を修了した者を含む。）、児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者の研修を修了した者を含む。）、強度行動障害支援者養成研修修了者、心理指導担当職員のうち、**施設長が認めた支援業務を現に行う職員（兼務を含む）**をいう。また、同等の技能があると施設長が認めた者。

2 この要綱において、「**他の障害福祉人材**」とは、**前項に該当しない職員**（生活支援員、児童指導員、職業指導員、保育士）のうち、社会福祉士又は精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、作業療法士のいずれかの資格を有する者、サービス管理責任者（サービス管理責任者の研修を修了した者を含む）、児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者の研修を修了した者を含む）、強度行動障害支援者養成研修修了者で、施設長が認めた支援業務を現に行う職員をいう。また、同等の技能があると施設長が認めた者。

### 第2章 処遇改善手当

#### (支給要件)

第3条 処遇改善手当は、福祉・介護職員等処遇改善加算が対象になる事業に従事する職員で、次に掲げる職員（施設長は除く。）に対して支給する。

(1) 生活支援員、職業指導員、児童指導員、世話人等、支援業務に従事する者。

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、事務員は**支給対象外**であるが、当面は**支給対象の扱い**とする。

#### (支給額)

第4条 処遇改善手当は、その月の1日に在職した正規職員に**月額32,000円**を給与日に支給する。但し、最初の支給となる月は、勤務の日数に応じて支給する。

2 パート職員は時給に上乗せして給与日に支給する。

#### (支給期間)

第5条 処遇改善手当の支給期間は、**令和5年4月から令和6年3月まで**とする。

### 第3章 賃金改善手当

#### (支給要件)

第6条 賃金改善手当は、ベースアップ等支援加算の対象となる事業に従事する職員に対して支給する。

(支給額)

第7条 賃金改善手当は、その月の1日に在職した正規職員に月額8,000円を給与日に支給する。但し、最初の支給となる月は、勤務の日数に応じて支給する。

2 パート職員は時間給に20円を上乗せして給与日に支給する。

(支給期間)

第8条 賃金改善手当の支給期間は、令和5年4月から令和6年3月までとする。

#### 第4章 処遇改善一時金（春季賞与）

(支給要件)

第9条 この手当は福祉・介護職員等特定処遇改善加算が対象となる事業に従事する職員で、第2条に定義した職員を支給対象とする。

2 支給要件として、当該年度の勤務日数が支給日以前に8割を超える正規職員とする。また、勤続を評価して支給するものであるため、次年度に正規職員として勤務を見込めないものについては、原則支給しない。

(支給額)

第10条 経験・技能のある障害福祉人材に該当する職員に、年額180,000円を支給する。

2 他の障害福祉人材に該当する職員のうち、**勤続年数が6年以上の職員に年額120,000円、勤続年数が5年以下の職員並びに施設長が認めた者に70,000円**を支給する。

(支給日)

第11条 支給日は、令和6年3月29日とする。

(支給調整)

第12条 令和5年4月から令和6年1月分までの福祉・介護職員等特定処遇改善加算額と支給額に差がある場合には、支給額の見直しを行うことがある。また、令和5年2月分及び令和5年3月分の加算額を加えた総支給額が、支給額より少ない場合は、次年度に不足分の調整を行う。

#### 第5章 雑則

(その他)

第13条 この要綱は令和6年4月1日に失効し、令和6年度の要綱は新たに理事長が定める。

2 この手当は、福祉・介護職員等処遇改善加算及びベースアップ等支援加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算がある間の支給とする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日に施行する。